# 株主各位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

# 東洋紡株式会社

代表取締役 楢 原 誠 慈

# 第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日(木曜日)当社営業時間終了の時(午後6時)までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成26年6月27日(金曜日)午前10時
- 2.場 所 大阪市北区堂島浜二丁目2番8号当社本社 12階大ホール(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。)

#### 3. 目的事項

報告事項 1.

- 1. 第156期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書 類監査結果報告の件
- 2. 第156期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の更新の件

以上

<sup>◎</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

<sup>◎</sup>次の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社 ウェブサイト(http://www.toyobo.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類 には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

なお、当該連結注記表、個別注記表につきましては、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計 監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

<sup>◎</sup>事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.toyobo.co.jp/)に掲載させていただきます。

# (添付書類)

# 事業報告

(自 平成25年4月1日) (至 平成26年3月31日)

### 1. 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、海外においては、米国で雇用環境の改善などにより景気回復がみられましたが、中国をはじめとするアジア新興国の成長鈍化、長期化する欧州の景気低迷などもあり、低調に推移しました。一方、国内においては、経済・金融政策を受けて円高是正、株価回復が進む中、企業収益の改善や消費増税前の駆け込み需要による個人消費の持ち直しなどにより、景気は緩やかに回復しました。

このような環境のもと、当社グループは、「環境、ライフサイエンス、高機能で、社会に 貢献する価値を、創りつづけるカテゴリー・リーダー」をめざし、特長のある製品を、国内 外の市場へ展開し、拡大に向けた事業活動を進めております。当連結会計年度においても、 「能力増強投資」、「海外展開加速」、「新製品開発」および「資産効率向上」の4つのア クションプランを掲げ、これらのプランに沿った事業活動を進めました。

「能力増強投資」としては、包装用と工業用の両フィルムの生産に対応した新設備を立ち上げ、需要の変化に柔軟に対応できる生産体制を整えました。「海外展開加速」においては、タイでは、共重合ポリエステル樹脂"バイロン"の生産設備を立ち上げ、ブラジルでは、自動車用エンジニアリングプラスチックの工場建設を進めるなど、アジアや南米での事業基盤の強化に努めました。また、ドイツのエアバッグ用原糸メーカーを他社と共同で買収することを決定し、海外の自動車部品メーカーへの展開も視野にエアバッグ用基布のサプライチェーンを強化しました。さらに、スペインの診断薬・診断機器製造販売会社を買収し、アフリカや中南米などの新興国市場へのバイオ事業の展開に向けた基盤づくりを進めました。「新製品開発」については、特殊な光学特性をもつ液晶向け工業用フィルム"SRF"や神経再生誘導チューブ"ナーブリッジ"の拡販に注力し、"SRF"については、テレビ向け用途での採用が進みました。「資産効率向上」としては、ポリエステルタイヤコード事業からの撤退を計画どおりに進め、当連結会計年度をもって販売を終了しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,515億77百万円と前年度比3.7%の増収、営業利益は210億6百万円と前年度比23.0%の増益、経常利益は184億26百万円と前年度比18.7%の増益、当期純利益は81億54百万円と前年度比6.7%の増益となりました。

事業区分別の概況は、次のとおりであります。

#### フィルム・機能樹脂事業

当事業は、フィルム事業では、包装用フィルムは苦戦しましたが、工業用フィルムは液晶 関連で減速感があったものの、堅調に推移しました。機能樹脂事業では、"バイロン"が苦戦 したものの、エンジニアリングプラスチックなどの自動車部材用途は好調に推移し、全体と して前年度に比べ、増収増益となりました。

フィルム事業では、包装用フィルムは販売数量が伸びたものの、原料価格高騰の影響を受け、苦戦しました。工業用フィルムは、液晶市場低迷の影響を受けましたが、パソコンの買い替え需要等もあり、堅調に推移しました。機能樹脂事業では、工業用接着剤"バイロン"は海外向けを中心に回復傾向にあるものの、電子部品用途で苦戦が続きました。エンジニアリングプラスチックの主力である自動車部材用途は、北米、中国向けを中心に堅調に推移しました。

#### 産業マテリアル事業

当事業は、環境関連でアジア市場低迷の影響を受けましたが、生活・産業資材が好調に推移し、また、タイヤコード事業から撤退したことにより、前年度に比べ、減収増益となりました。

エアバッグ用基布は、販売数量を伸ばしたものの、円安による原料高の影響を受けました。タイヤコードは、事業撤退により大幅な減収となりました。スーパー繊維では、"ダイニーマ"は船舶用ロープ用途を中心に販売数量を伸ばしましたが、"ザイロン"は販売が伸び悩みました。機能フィルターでは、V〇〇処理装置がアジアでのユーザーの設備投資延期の影響により、苦戦が続きました。生活・産業資材では、機能性クッション材"ブレスエアー"の増産体制を整え、大幅な増収となりました。

#### ライフサイエンス事業

当事業は、医用膜が苦戦したものの、バイオ事業や医薬品製造受託事業が好調に推移し、また、新製品"ナーブリッジ"が計画どおりに立ち上がり、前年度に比べ、増収増益となりました。

バイオ事業では、主力製品である診断薬用酵素の販売が国内外で好調に推移しました。メディカル事業では、医薬品製造受託が新設備の本格稼動により、順調に案件を獲得し、増収となりました。医療機器では、神経再生誘導チューブ"ナーブリッジ"が症例数を伸ばし、計画どおりに推移しました。機能膜事業では、医用膜は海外向けで苦戦しましたが、海水淡水化用逆浸透膜は、サウジアラビアの新規大型案件向けや、既存プラント向け交換膜の出荷が好調に推移しました。

#### 衣料繊維事業

当事業は、国内衣料製品の市況回復の遅れがありましたが、円安の影響もあり、前年度に比べ、減収増益となりました。

スポーツ衣料製品は、円安による海外生産品のコストアップで収益が悪化しましたが、テキスタイルでは、中東向けの特化生地が輸出採算の好転により、収益が改善しました。アクリル繊維は、中国向けが堅調に推移しました。

#### 不動産事業

### その他事業

当事業では、不動産、エンジニアリング、情報処理サービス、物流サービス等のインフラ 事業は、それぞれ概ね計画どおりに推移しました。

#### 事業区分別売上高

区	分	売 上 高	構成比	前年度比増減率
フィルム・機能	樹脂事業	1,480億円	42.1%	7.7%
産業マテリフ	アル事業	717	20.4	△0.3
ライフサイエ	ンス事業	273	7.8	10.1
衣 料 繊 維	事 業	791	22.5	△0.2
不 動 産	事業	37	1.0	△1.9
そ の 他	事業	218	6.2	△0.7
合	計	3,516	100.0	3.7

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度には、フィルムなどの製造設備増強のほか、生産性向上投資などに総額201 億円の設備投資を行いました。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および借入金等により充当しました。

なお、平成26年3月に劣後特約付ローンによる150億円の資金調達を行い、平成21年2月 に当社海外特別目的会社が発行したユーロ円建永久優先出資証券の買入消却を実施しました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、課題である「事業の成長拡大」に向けたアクションプランとして、「海外展開の加速」、「新製品の拡大・新事業の創出」、「国内事業の競争力強化」、「資産効率の改善」、「グローバル経営機能の強化」の5つを掲げております。いずれも、経営として取り組むアクションプランと各事業部門が取り組むアクションプランを設定し、全社一丸となって成長を実現していきます。

#### ① 海外展開の加速

今後の成長が期待されるアジア・中南米・北米・中東などを中心とした海外市場での売上拡大を図ります。現在、当社グループの海外売上比率は30%弱にとどまっており、今後はさらなる比率アップに向けて海外展開を加速します。具体的には、包装用フィルム、液晶用フィルム、電子部品関連、自動車部品関連、バイオ等の市場に加え、大気汚染防止に貢献するVOC処理装置や海水淡水化用逆浸透膜等、環境関連分野での展開を図ります。

また、海外での製造、販売の拠点の設立を進めるとともに、現地ニーズに対応できる開発機能を拡充していきます。さらに、海水淡水化用逆浸透膜のサウジアラビアでの合弁事業のように、現地パートナーや海外企業とのアライアンスも含めて海外展開を加速します。

#### ② 新製品の拡大・新事業の創出

当社グループは、衣料繊維事業改革の経験を踏まえ、「いかなる製品も、時間とともに、汎用化する」と認識しています。企業が存続、成長するためには、事業環境の変化に対応して、時代性のある製品に絶えず入れ替えていかねばなりません。その鍵を握るのが新製品開発です。市場の動きを先取りして、開発、製造、販売が一体となって、新製品をお客様に提案していきます。また、拡大投資としてのM&A、アライアンスも積極的に実行していきます。

最近の新製品としては、特殊な光学特性をもつ液晶向け工業用フィルム"SRF"や、損傷した末梢神経の再生を促進させる神経再生誘導チューブ"ナーブリッジ"などを上市しました。いずれの製品も市場で高い評価を受けており、国内外での成長が期待されています。今後も、社外との協業をベースにイノベーションを生み出すオープンイノベーションを強化するなどして、当社グループの成長ドライバーとなる新製品、新事業を創出していきます。

#### ③ 国内事業の競争力強化

コスト競争力は、企業の競争力の源泉であり、コストダウンは経営の常道として継続的に 取り組むべき課題です。原料の調達構造の改革に加えて、機台の再編や遊休地への事業誘致 など国内事業所の構造改革を進めていきます。また事業部門、スタッフ部門を問わず、コス トダウン目標と施策を設定、計画に対する進捗の管理を徹底するなどして、国内事業の確実 な競争力強化に努めます。

#### ④ 資産効率の改善

衣料繊維事業については、これまで設備縮小・廃棄を伴う構造改革を躊躇することなく進め、資産効率の改善に努めてきました。また、スペシャルティ事業にあっても、事業環境の変化などで収益性が低下した事業は、見直しを進めていきます。当連結会計年度では、ポリエステルタイヤコード事業から撤退しました。今後も、ポートフォリオ改革の視点に立ち、事業層別を徹底する中、グループ会社と一体となって資産効率を重視した経営を継続します。

#### ⑤ グローバル経営機能の強化

海外展開を加速し、事業拡大を実現するためには、グローバルにグループ経営できる機能を強化することが重要です。具体的には、グローバルな業績管理体制の強化に努めるなど、組織運営を見直すとともに、それを支えるIT基盤の整備を進めます。さらに、グローバルな人材の確保と育成のための制度改革を行います。

これらのアクションプランを着実に実行し、グローバルに社会貢献できる会社、新しい技術、製品を創り続ける、成長力と安定性を備えた「強い会社」をめざしてまいります。

#### (5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

X	分	連結会計年度	第 153 期 (自 平成22.4) 至 平成23.3)	第 154 期 (自 平成23.4) 至 平成24.3)	第 155 期 (自 平成24.4) 至 平成25.3)	第 156 期 (当連結会計年度) (自 平成25.4) 至 平成26.3)
売	上	高(百万円)	340,573	349,505	339,009	351,577
経	常 利	益(百万円)	17,043	15,730	15,522	18,426
当	期 純 利	益(百万円)	4,155	4,587	7,639	8,154
1 *	株 当 た り 当 期	純利益(円)	5.49	5.17	8.61	9.18
総	資	産(百万円)	443,516	437,841	447,445	456,256
純	資	産 (百万円)	149,773	147,724	155,522	145,115

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
  - 2. 第153期は、年度後半の円高や原燃料価格の急騰に加え、3月の東日本大震災により景気の不透明感が一気に強まりましたが、前年から続いた中国を中心とした海外経済の回復を背景に、売上高、経常利益、当期純利益とも増加しました。
  - 3. 第154期は、年度前半は東日本大震災の影響があったものの、全体としては堅調に推移しました。年度後半はタイの洪水やユーザーでの生産調整の影響を受けました。その結果、売上高は前年度比増加したものの、経常利益は前年度比減少しました。
  - 4. 第155期は、第1四半期での出遅れや第3四半期における日中関係悪化による影響などもあって、売上高、経常利益は前年度比減少しました。当期純利益は、特別利益として投資有価証券売却益を計上したことなどから、前年度比増加しました。
  - 5. 第156期は、海外において、アジア新興国の成長鈍化、長期化する欧州の景気低迷の影響を受けたものの、国内において、企業収益の改善や個人消費の持ち直しなどにより、好調に推移しました。その結果、売上高、経常利益、当期純利益とも増加しました。

## (6) 重要な子会社の状況(平成26年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
東洋紡STC株式会社	2,500	100.0	フィルム、機能樹脂、産業マテリアル関 連製品の販売、衣料繊維の開発・販売
日本エクスラン工業株式会社	2,000	80.0	アクリル繊維の製造・販売
東洋紡不動産株式会社	800	100.0	不動産の売買・賃貸
呉羽テック株式会社	400	100.0	不織布の製造・販売
東洋紡エンジニアリング株式会社	120	100.0	建物、機械の設計・施工
御幸毛織株式会社	100	100.0	紳士服地の製造・販売
東洋クロス株式会社	100	100.0	クロス、ビニルレザー、合成皮革等の製 造・販売

- (注) 1. 重要な子会社の状況に記載した7社を含み、連結子会社は57社、持分法適用会社は9社であります。
  - 2. 東洋紡スペシャルティズトレーディング株式会社は、平成25年10月1日付で、商号を東洋紡STC株式会社に変更いたしました。

#### (7) 主要な事業内容(平成26年3月31日現在)

区		分		主要    製    品
フィルム	・機能機	財脂事	業	包装用フィルム、工業用フィルム、工業用接着剤、 エンジニアリングプラスチック、光機能材料等
産業マ	テリア	ル事	業	自動車用繊維資材、スーパー繊維、機能フィルター、不織布等
ライフサ	イエン	ス事	業	診断薬用酵素等のバイオ製品、医薬品、医用膜、医療機器、 アクア膜等
衣 料	繊維	事	業	機能衣料、アパレル製品、衣料テキスタイル、衣料ファイバー等
不 動	産	事	業	不動産の賃貸・管理等
そ の	他	事	業	建物、機械等の設計・施工、情報処理サービス、物流サービス等

## (8) 主要な営業所および工場(平成26年3月31日現在)

## ① 当社

本		社	大阪市
支		社	東京支社(東京都中央区)、名古屋支社(名古屋市)
エ		場	敦賀事業所(福井県敦賀市)、岩国事業所(山口県岩国市)、富山事業所(富山県射水市)、三重工場(三重県四日市市)、犬山工場(愛知県犬山市)、高砂工場(兵庫県高砂市)
研	究	所	総合研究所(滋賀県大津市)

(注) 東京支社は、平成26年1月6日付で東京都品川区から中央区へ移転いたしました。

### ② 子会社

東洋紡STC株式会社	本社 (大阪市)
日本エクスラン工業株式会社	本社(大阪市) 西大寺工場(岡山市)
東洋紡不動産株式会社	本社 (大阪市)
呉羽テック株式会社	本社工場 (滋賀県栗東市)
東洋紡エンジニアリング株式会社	本社 (大阪市)
御幸毛織株式会社	本社 (名古屋市)
東洋クロス株式会社	本店・樽井事業所(大阪府泉南市)

## (9) 当社グループおよび当社の従業員の状況(平成26年3月31日現在)

	従 業 員 数	前 年 度 末 比 増 減
当社グループ	10,487名	79名減
当 社	3,043名	174名減

(注) 当社の従業員数は出向者を除いた就業人員であります。

### (10) 当社グループの主要な借入先(平成26年3月31日現在)

借入	先	借入	額
株式会社みず	ほ 銀 行	25,100	百万円
株 式 会 社 三 井 住	友 銀 行	20,484	
株式会社三菱東京 U	F J 銀 行	14,239	
三 井 住 友 信 託 銀 行	株式会社	7,748	
日 本 生 命 保 険 相	互 会 社	6,950	
三菱UFJ信託銀行	株式会社	5,650	
農林中央	金庫	5,000	

## (11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

訴訟について

米国の防弾ベストメーカーが製造、販売した防弾ベスト(当社製品の"ザイロン"繊維を使用)の性能が不十分であったとして、米国政府から当社および米国の連結子会社である TOYOBO U.S.A., Inc. に対し、米国において損害賠償等請求訴訟が2件提起されております。

当社としては訴訟の中で相手方の主張が誤りであることを立証し、適切な防御を行ってい く所存であります。

# 2. 会社の株式に関する事項(平成26年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

2,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数

890,487,922株 (自己株式2,623,596株を含む)

(3) 株主数 83,175名

## (4) 大株主 (上位10名)

	株			主			名		持 株 数	持 株 比 率
日本	ズマスタ	タート	ラス	卜信託的	银行株式	会社	(信託)	□)	64,438千株	7.26%
日本	トラス	ティ	・サー	ビス信詞	托銀行株式	式会社	(信託	口)	50,468	5.68
日	本	生	命	保	険 相	互	会	社	19,696	2.22
	東			友			会		15,939	1.80
株	定	会	社	み	ず	ほ	銀	行	13,393	1.51
東	洋	紡	従	業	員	持	株	会	13,329	1.50
株	式 会	社	三	菱 東	京 U	F	J 銀	行	13,214	1.49
株	定	会	社	三	井 住	友	銀	行	13,034	1.47
日本	トラス	ティ・	サーヒ	ごス信託	銀行株式	会社(	信託口	1)	12,180	1.37
日本	トラス	ティ・	サーヒ	ごス信託	銀行株式	会社(	信託口	6)	11,076	1.25

- (注) 持株比率は、自己株式(2,623,596株)を控除して計算しております。
- 3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成26年3月31日現在) 該当事項は、ありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(平成26年3月31日現在)

地位	氏			名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	坂	元	龍	三	
代表取締役 (常務執行役員)	髙	橋		寛	内部監査部、財務部、経理部の統括 東洋紡GFA株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員)	香	山	和	正	機能材事業本部長。東南アジア事業総括部、岩国事業所の統括
取 締 役 (常務執行役員)	髙	林		博	化成品事業本部長。フイルム本部長。中国事業総括部、敦賀事業 所の統括
取 締 役 (執 行 役 員)	楢	原	誠	慈	グローバル推進本部長。経営企画室、南米事業総括部、欧州事業 総括部の統括。経営企画室長
取 締 役 (執 行 役 員)	松	井	敬	之	バイオ・メディカル事業本部長。北米事業総括部の統括。バイオ・メディカル企画管理室長、機能膜事業総括部長 Spinreact, S.A.U. 取締役会長
取 締 役 (執 行 役 員)	矢	野	邦	男	人事労政部、法務部、総務部、東京総務部、不動産事業総括部、 東京支社、名古屋支社の統括。不動産事業総括部長、東京支社長
取 締 役 (執 行 役 員)	佐	野	茂	樹	繊維・商事事業本部長 東洋紡STC株式会社 代表取締役社長
取 締 役	荻	村	道	男	
監査役(常勤)	下	道	節	男	
監査役 (常勤)	森	田	盛	人	
監 査 役	今	中		博	
監 査 役	鵜	餇	昭	生	株式会社オージス総研 社外監査役

- (注) 1. 取締役 荻村 道男氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役 今中 博および鵜飼 昭生の両氏は、社外監査役であります。
  - 3. 監査役 森田 盛人氏は、当社において、今中 博氏は、上場会社において、長年の財務部門の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 取締役 髙林 博および監査役 森田 盛人、鵜飼 昭生の各氏は、平成25年6月27日開催の第155回 定時株主総会において選任され就任いたしました。
  - 5. 平成25年6月27日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって、取締役 三好 文章および監査役 矢吹 和之、西浦 洋の各氏は、任期満了により退任いたしました。
  - 6. 当社は、取締役 荻村 道男および監査役 鵜飼 昭生の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区		分	人数	報酬等の総額
			名	百万円
取 (う ち	締 社 外 取	せい そう できます (	10 (1)	332 (10)
監 (う ち	查 社 外 監	役 註 査 役)	6 (3)	65 (16)
合 (う	ち社外	計 役 員)	16 (4)	397 (26)

- (注) 1. 上記には、平成25年6月27日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および 監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
  - 2. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

① 他の会社における業務執行取締役、社外役員等の兼任の状況

•	_	-				1 4 4/4 1/	the population implication of the property of
区		分	日	Ę		名	他の会社における業務執行取締役、 社外役員等の兼任の状況
監	查	役	鵜	餇	昭	生	株式会社オージス総研 社外監査役

(注) 株式会社オージス総研と当社との間には、特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区		分	B	Ę	2	名	主	な	活	動	状	況
取	締	役	荻	村	道	男	当事業年度開催 て、経験豊富な約	の取締役会 経営者の観	≷20回のう l点から発	うち15回に 言をしてま	出席し、 3ります。	社外取締役とし
監	查	役	今	中		博	当事業年度開催の他社における豊富	の取締役会 富な財務部	≷20回およ 8門の経験	び監査役 に基づき意	会14回す 気見を述へ	べてに出席し、 におります。
監	査	役	鵜	飼	昭	生	平成25年6月27 後開催の取締役 等他社における	会15回お。	よび監査役	と会10回す	べてに出	席し、上場会社

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

#### 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
1. 当社の会計監査人としての報酬等の額			90百万円
2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額			137百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 報酬の額を区分しておりませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
- (3) 非監査業務の内容

退職給付債務の分析業務。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意により監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

- 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保するための体制
  - (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、時代の変化に対応し、持続的な企業価値向上のため、「意思決定の迅速性と的確性の確保」「経営の透明性確保」「公正性重視」の考えに立ち、「連結時代に対応したグループガバナンスの強化」「リスクマネジメントとコンプライアンス体制の強化」等に取り組みます。

#### (2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業行動指針を制定し、企業としての法令順守、企業倫理順守の規範を明確にしたうえで、 コンプライアンス体制を構築し、その推進を図ります。

また、当社は、「決定・監督」と、「業務執行」を明確に分離することにより、経営の透明性、公正性を高めるため、執行役員制をとります。執行役員制については経営規則により明確に規定し、取締役会が執行役員による業務執行を監督する体制とするとともに、執行役員は法令および定款の定めを順守する義務を負うことを執行役員規則に明確に規定しています。

#### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の文書情報管理規定に従い適切に保存および管理を行います。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に関する事項の決定を行う 常務執行役員会議の下部機関として企画審議会、管理審議会を設置しており、それぞれ重要な 設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件等をそれぞれ専門的な観点から審議すること により、経営に関するリスクを管理します。

また、個々のリスク管理体制については、全般を統括する委員会として取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、その下に「地球環境・安全委員会」「PL/QA委員会」「コンプライアンス委員会」「輸出審査委員会」「内部統制委員会」「情報委員会」「研究開発委員会」「知的財産委員会」を設置しており、当社グループ全体にわたって各種のリスクに対応します。

#### (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制のもと、取締役会による迅速な意思決定と執行役員による効率的な業務執行ができる体制とします。

「決定・監督」については取締役会が担当します。

一方、「業務執行」については、取締役社長が執行の長として、常務執行役員会議の議長を 務めるとともに、執行役員会議を毎月招集し、業務執行報告および組織横断的な全社課題、全 社プロジェクトの進捗についての報告を行い、効率的な業務執行に努めます。 (6) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社員のコンプライアンス体制については、コンプライアンス担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、内部通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置しています。また、「東洋紡グループCSR憲章」「東洋紡グループ社員行動基準」を制定し、当社グループの社員に配布して法令および企業倫理の順守を周知徹底します。さらに、コンプライアンスを担当する業務組織として法務部内にコンプライアンスグループを設置し、法令順守を推進します。

(7) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ経営については、当該会社の事業内容に応じ当社の事業本部ごとに管理するととも に、経営企画室が全体的な観点からガバナンスを推進する体制とします。

関係会社の重要な意思決定事項については、取締役会規則、常務執行役員会議規則、関係会社管理内規等により、会社法に則って当社が関与できる範囲を明確にして業務の適正を確保しています。

また、財務報告の信頼性を確保するため、グループ会社を含めた内部統制の体制を整備し、その有効な運用および評価を行います。

さらに、当社監査役が、主要なグループ会社を対象とするグループ監査役会を定期的に開催 し、適切な内部統制構築に関する監査の充実を図ります。

### (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
  - 監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを置きます。
- ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 上記のスタッフの指揮命令権は監査役がもつとともに、任命および解任、人事考課・一時 金の業績評価等の人事運用については監査役会の同意を必要とし、賞罰規定の適用についても監査役会の意見を聞きます。
- ③ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 監査役が、常務執行役員会議、執行役員会議、経営会議等の重要会議に出席し意見を述べ る旨を、経営規則等により明確にしています。また、監査役が、「CSR委員会」「地球環 境・安全委員会」「PL/QA委員会」「コンプライアンス委員会」「輸出審査委員会」「内 部統制委員会」「情報委員会」「研究開発委員会」「知的財産委員会」等の重要委員会に出 席し意見を述べることを、各委員会規則に明記しています。

また、監査役は、各部門に対する監査役監査を定期的に実施しています。

④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、内部監査部から内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制の評価状況 の報告を受けるとともに情報交換を行います。

監査役への通報窓口として専用のメールアドレスを設置しています。

#### (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況

反社会的勢力の排除に向け、「東洋紡グループCSR憲章」において市民社会の秩序や安全 に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲 げて取り組みます。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

#### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の 支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かのご判断は、最終的には株主の皆様の意 思に基づき行われるべきだと考えております。

しかしながら、最近の我が国の資本市場における株券等の大量買付行為の中には、現経営陣の賛同を得ず一方的に行為を強行する動きも見受けられ、①対象会社に対し高値買取の要求を狙う買収である場合や、重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等して会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合、③株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく行われる買収である場合、④対象会社の企業価値向上のために必要な従業員、取引先、お客様等の利害関係者との関係を損なうおそれがある買収である場合等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者であるべきだと考えます。したがいまして、当社は、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、このような行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

#### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、明治15年に紡績会社として創立され、昭和2年に化学繊維事業を開始し、昭和30年代に合成繊維事業に参入しました。昭和40年代からは現在のスペシャルティ事業の中核であるフィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等へ展開・拡大してきました。130年近い歴史を通じて、当社は、重合、変性、加工、バイオのコア技術を育むとともに、販売、開発、生産が一体となって、顧客の要請にきめ細かく応えていくビジネスモデルを作り上げてきました。これらの特長こそが当社の強みであり、その源泉は、人材にあると考えています。今後の成長、企業価値向上においては、引き続き「技術力強化と人材育成」を基本に据えたマネジメントを進めます。

当社は、企業価値を「利益、キャッシュ・フロー、資産効率等の経済的価値」と「利害関係者からの信用・評価を含めた社会的価値」の両方で構成されると考えており、これら両面から企業価値を高めてまいります。

# (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年6月29日に開催された第153回定時株主総会において株主の承認を受け、 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新 いたしました。

#### ① 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為が行われる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、 大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得 と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等 を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

#### ② 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(4) 本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位 の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- ① 買収防衛策に関する指針(経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」)の要件等を完全に充足していること
- ② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること
- ③ 株主意思を重視するものであること
- ④ 独立性の高い社外者(独立委員会)の判断の重視
- ⑤ 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定
- ⑥ 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
- ⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと
- (注) 本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.toyobo.co.jp/news/2011/) に掲載されている平成23年5月9日付「会社の支配に関する基本方針の改定および当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の更新に関するお知らせ」をご参照ください。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

科目	金額	科    目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	184,630	流動負債	160,582
現金及び預金	19,330	支払手形及び買掛金	50,106
受取手形及び売掛金	76,826	短 期 借 入 金 1 年内返済予定の長期借入金	45,903 31,180
商品及び製品	45,680	まれる 法人税等	1,712
性 掛 品	14,816	賞 与 引 当 金	4,285
		その他の引当金	182
原材料及び貯蔵品	14,891	そ の 他	27,214
繰 延 税 金 資 産	4,946	固 定 負 債	150,558
その他	8,507	社 債	20,000
貸 倒 引 当 金	△367	長 期 借 入 金 リ ー ス 債 務	70,831 889
   固定資産	271,625	操延税金負債	3,241
有形固定資産	209,619	再評価に係る繰延税金負債	24,691
		役員退職慰労引当金	344
建物及び構築物	47,612	環境対策引当金	1,577
機械装置及び運搬具	45,480	退職給付に係る負債	25,227
土 地	106,736	負ののれん	419
リース 資産	2,566	その   他     負債   合計	3,339 311,141
建設仮勘定	3,606	(純 資 産 の 部)	311,141
その他	3,620	株主資本	110,015
無形固定資産	3,029	資 本 金	51,730
		資 本 剰 余 金	32,239
0 h h	1,272	利益剰余金	26,425
そ の 他	1,758	自己株式	△378
投資その他の資産	58,977	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	32,295 3,954
投 資 有 価 証 券	25,309	操延ヘッジ損益	
操延税金資産	17,991	土地再評価差額金	41,409
退職給付に係る資産	10,255	為替換算調整勘定	△8,864
その他	6,732	退職給付に係る調整累計額	△4,203
		少数株主持分	2,805
貸 倒 引 当 金	△1,310	純 資 産 合 計	145,115
資 産 合 計	456,256	負債・純資産合計	456,256

# 連結損益計算書

(自 平成25年4月1日) 至 平成26年3月31日)

科    目		金	 額
			351,577
売 上 原 価			274,602
売 上 総 利 益			76,974
販売費及び一般管理費			55,968
営 業 利 益			21,006
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当	金	747	
その	他	3,772	4,519
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	1,583	
その	他	5,515	7,099
経 常 利 益			18,426
特 別 利 益			
負 の の れ ん 発 生	益	595	595
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分	損	1,626	
投 資 有 価 証 券 売 却	損	553	
構 造 改善 関係	費	1,138	
訴 訟 関 連 損	失	1,592	
その	他	242	5,151
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益		13,871
法人税、住民税及び事業	税	2,714	
法 人 税 等 調 整	額	2,006	4,720
少数株主損益調整前当期純利			9,150
少数株主 利	益		996
当 期 純 利	益		8,154

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日) 至 平成26年3月31日)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	51,730	32,239	21,568	△295	105,242
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,110		△3,110
当 期 純 利 益			8,154		8,154
連結範囲の変動			△188	28	△160
自己株式の取得				△116	△116
自己株式の処分				5	5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	4,856	△83	4,773
当 期 末 残 高	51,730	32,239	26,425	△378	110,015

								その他	也の包打	舌 利 益 !	累計額		小粉杯子	√+
							その他有価 証券評価差 額 金	繰延ヘッ ジ 損 益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計	少数株主 持 分	純 資 産 計
当	期		首	残	È	高	2,815	△72	41,422	△11,384	_	32,782	17,498	155,522
連結	会計	十 年	度「	1つ	変動	了額								
剰	余	金	:	の	配	当								△3,110
当	期	1	純	禾	1	益								8,154
連	結	範	囲	の	変	動								△160
自	己	株	式	の	取	得								△116
自	己	株	式	の	処	分								5
株会	主資石計年月	本 以 隻 中	外の変	項目動額	の運	<b>基結</b> 額)	1,139	70	△13	2,520	△4,203	△487	△14,693	△15,180
連結	会計	年度	中の	変動	額台	信台	1,139	70	△13	2,520	△4,203	△487	△14,693	△10,407
当	期		末	残	Ì	高	3,954	△2	41,409	△8,864	△4,203	32,295	2,805	145,115

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

415		4.1	「単位・日万円)
科    目	金額	科    目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	124,412	流 動 負 債	126,848
現金及び預金	11,631	支 払 手 形	809
受 取 手 形	3,180	買 掛 金	31,252
売 掛 金	45,646	短 期 借 入 金	41,685
有 価 証 券 品	6	1年内返済予定の長期借入金	26,649
現金 双 類 変 取 掛 証 一 一 一 一 一 一 一 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	29,785	リース債務	1,645
原 料 仕 掛 品	2,633	未 払 金	8,490
日	8,577 4,449	未払法人税等	156
貯 蔵 品 前 渡 金	4,449	未 払 費 用	2,112
前払費用	411	前    受   金	301
操延税金資産	3,278	預り金	11,211
前 払 費 用 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 貸 倒 引 当 金	14,819	賞与引当金	2,510
	△6	その他	28
│ 固 定 資 産	270,096	固定負債	124,747
有 形 固 定 資 産	161,183	社黄黄	20,000
建物	28,083	長期借入金	67,210
構 築 物	3,639	リース債務	436
機 械 及 び 装 置車 両 及 び 運 搬 具	35,571	再評価に係る繰延税金負債	21,770
	63 1,934	退職給付引当金	14,131
工具、器具及び備品 土 地	87,799	環境対策引当金	543
エー・スー 資産	2,059	資産除去債務	318
建設仮勘定	2,035	その他	339
無形固定資産	873	負債合計	251,596
特許権	61	<u> </u>	251,590
借 地 権	3	は、 は	103,918
ソフトウェア	672		51,730
0 $h$ $h$	90		
リース資産	0		3 <b>2,574</b> 19,224
その他の姿度	100 040		
投資その他の資産 投資有価証券	108,040 11,297		13,350
投 員 有 恤 証 分	66,262		19,992
	921	その他利益剰余金	19,992
出 資 金 関係会社出資金	7,125	操越利益剰余金	19,992
長期貸付金	8,998	自己株式	△378
長期前払費用	331	評価・換算差額等	38,995
繰 延 税 金 資 産	6,527	その他有価証券評価差額金	2,192
前 払 年 金 費 用	10,255	繰延へッジ損益	△8
長期 () () () () () () () () () ()	1,586	土地再評価差額金	36,811
	△5,261	純 資 産 合 計	142,913
資 産 合 計	394,508	負 債 ・ 純 資 産 合 計	394,508

# 損益計算書

(自 平成25年4月1日) 至 平成26年3月31日)

科	目		金	額
売 上	高			223,830
売 上 原	価			177,198
売 上 総	利 益			46,632
販売費及び一般管	雪 理 費			32,595
営 業	刮 益			14,037
営 業 外 収	益			
受 取 利 息 及	び 配 当	金	1,424	
雑		益	1,366	2,790
営 業 外 費	用			
支 払	利	息	1,886	
雑		損	5,338	7,224
経常	刊 益			9,604
特 別 利	益			
関係 会社 株	式 売 却	益	410	410
特 別 損	失			
固 定 資 産	処 分	損	1,226	
関係 会社株	式 評 価	損	2,235	
構 造 改 善	関 係	費	1,138	
訴 訟 関	連 損	失	1,592	
その		他	212	6,403
税引前当期	月 純 利	益		3,611
法人税、住民税	及び事業	税	485	
法 人 税 等	調整	額	1,775	2,260
当 期 純	利	益		1,350

# 株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日) 至 平成26年3月31日)

											(+1:	7 • 10/2/11/
							7	株	È j	<b>首</b> 本	;	
							資 本			利益剰余金		
						資本金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	そ の 他 利益剰余金	自己株式	株主資本合計
							<b>具</b> 本十個亚	資本剰余金	合計	繰 越 利益剰余金		
当	期	首	列	ŧ	高	51,730	19,224	13,350	32,574	21,752	△263	105,793
当	期	変	重	b	額							
剰	余	金	の	配	当					△3,110		△3,110
当	i 期	純	Ħ	<del>[</del> 1]	益					1,350		1,350
自	己	株式	の	取	得						△116	△116
自	己	株式	の	処	分			0	0		1	1
株当	主資	本以多動物	外 の 頁 ( )	項目純額	の ( )							
当	期	変 動	額	合	計	_	_	0	0	△1,760	△115	△1,875
当	期	末	列	ŧ	高	51,730	19,224	13,350	32,574	19,992	△378	103,918

						評	価・換	算 差 額	等	
						その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当	期	首		残	高	1,766	△77	36,811	38,500	144,293
当	期	変		動	額					
剰	余	金	の	配	当					△3,110
当	期	純		利	益					1,350
自	己	株式	0	取	得					△116
自	己	株 式	O,	処	分					1
株当	主資期多	本以多動物	外 σ 頁 (	項目純額	( の	425	69	_	494	494
当	期	変 動	額	合	計	425	69	_	494	△1,380
当	期	末		残	高	2,192	△8	36,811	38,995	142,913

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

東洋紡株式会社 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 乾 一良印

指定制度性社員 公認会計士 和 田 安 弘 印業務執行社員 公認会計士 和 田 安 弘 印

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 義 敬 印業務執行社員 公認会計士 山 口 義 敬 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋紡株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、東洋紡株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損 益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

東洋紡株式会社 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 乾 一良 印

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 義 敬 印業務執行社員 公認会計士 山 口 義 敬 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋紡株式会社の平成25年4月1日から 平成26年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等 変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 平成26年5月8日

#### 東洋紡株式会社 監査役会

節男印 監査役(常勤) 下 渞 盛人印 監査役(常勤) 森  $\blacksquare$ 博印 役 今 中 監 杳 監 昭 生 印 杳 役鵜 飼

(注) 監査役 今中 博及び監査役 鵜飼 昭生は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社 外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

#### 議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要事項の一つと認識しており、財務体質の改善、利益水準、将来投資のための内部留保などを勘案したうえで、総合的に判断しております。当期の期末配当につきましては、事業報告に記載しました当期の業績を踏まえて、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金3円50銭 総額3,107,525,141円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年6月30日

# 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

	一次师人与人们自1500		
候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	坂 元 龍 三 (昭和22年11月20日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年6月 取締役 平成17年6月 代表取締役社長兼社長執行役員 平成26年4月 代表取締役会長 現在に至る	193,802株
2	婚原 誠 慈 (昭和31年10月17日生)	昭和63年1月 当社入社 平成21年4月 参与、財務部長兼総務部勤務 平成22年4月 執行役員 平成23年6月 取締役兼執行役員 平成26年4月 代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る	75,943株
3	高橋 寛 (昭和26年2月9日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年4月 参与、審査部長 平成15年6月 参与、管理部長 平成17年6月 執行役員 平成20年6月 監査役 平成22年6月 執行役員 平成23年6月 取締役兼執行役員 平成23年4月 取締役兼常務執行役員 平成25年4月 代表取締役兼常務執行役員 平成26年4月 代表取締役兼専務執行役員 現在に至る (現 内部監査部、財務部、経理部の統括) [重要な兼職の状況] 東洋紡GFA株式会社 代表取締役社長	80,274株

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
4	香 山 和 正 (昭和27年1月16日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年10月 参与、生活・産業資材事業部長 平成18年4月 参与、機能NW事業総括部長兼スパンボンド事業部長 平成20年4月 執行役員 平成21年6月 取締役兼執行役員 平成24年4月 取締役兼常務執行役員 現在に至る (現 機能材事業本部長。東南アジア事業総括部、岩国事 業所の統括	60,350株
5	高林博 (昭和26年4月12日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 参与、大阪包装フイルム営業部長 平成19年4月 参与、パッケージング事業総括部長 平成20年4月 執行役員 平成24年4月 常務執行役員 平成25年6月 取締役兼常務執行役員 現在に至る (現 化成品事業本部長。フイルム本部長。中国事業総括 部、敦賀事業所の統括	75,014株
6	松 井 敬 之 (昭和27年1月22日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年10月 参与、ダイニーマ事業部長 平成18年4月 参与、機能マテリアル事業総括部長兼スーパー繊維事業部長 平成19年4月 執行役員 平成24年6月 取締役兼執行役員 平成26年4月 取締役兼常務執行役員 現在に至る  (現 バイオ・メディカル事業本部長。北米事業総括部の統括。バイオ・メディカル企画管理室長、機能膜事業総括部長 [重要な兼職の状況] Spinreact, S.A.U. 取締役会長	41,915株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
7	*	昭和50年4月 当社入社 平成17年5月 参与、法務部長 平成19年6月 参与、総務部長兼法務部長、名古屋支社長 平成21年4月 執行役員 平成24年6月 取締役兼執行役員 現在に至る  (現 人事労政部、法務部、総務部、東京総務部、不動産 事業総括部長、東京支社、名古屋支社の統括。不動産 事業総括部長、東京支社長	26,527株
8	で 佐野 茂樹 (昭和27年11月30日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年10月 参与、タイヤコード事業部長 平成19年4月 参与、機能マテリアル事業総括部長兼スーパー繊維事業部長 平成22年4月 執行役員 平成24年6月 取締役兼執行役員 現在に至る (現 繊維・商事事業本部長) [重要な兼職の状況] 東洋紡STC株式会社 代表取締役社長	59,545株
9	が、 対 道 男 (昭和22年9月13日生)	昭和45年4月 住友商事株式会社入社 平成13年6月 同社取締役 平成15年4月 同社取締役、常務執行役員 平成17年4月 同社専務執行役員 平成21年4月 同社副社長執行役員 平成23年4月 同社制社長執行役員 平成23年6月 司社特別顧問 現在に至る 平成23年6月 当社取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
  - 2. 取締役候補者のうち、荻村 道男氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに 基づく独立役員に指定し、同取引所へ届け出ております。

- 3. 社外取締役の候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
  - (1) 社外取締役の候補者の選任理由について

荻村 道男氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社経営について、透明性および 公正性の観点からアドバイスをいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 当社の社外取締役に就任してからの年数 荻村 道男氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について 当社は、定款第28条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定す る契約を締結できる旨を定めており、当社は荻村 道男氏との間で法令が規定する額を限度とする責 任限定契約を締結しております。荻村 道男氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責 任限定契約を継続する予定であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 下道 節男氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、	地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
	昭和49年4月	当社入社	
	平成18年4月	参与、テキスタイル開発部長兼テキスタイル生産	
		企画部長、機能材開発部長	
*	平成20年 4 月	参与、繊維生産・技術総括部長兼TX生産企画部	
にし なか ひさ お		長、および東洋紡スペシャルティズトレーディン	
西中久雄		グ株式会社(現 東洋紡STC株式会社)へ出向	46,485株
(昭和26年10月10日生)	平成22年 3 月	東洋紡スペシャルティズトレーディング株式会社	
		(現 東洋紡STC株式会社)へ転籍	
	平成23年 4 月	当社執行役員	
	平成26年 4 月	顧問	
		現在に至る	

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
  - 2. ※印は、新任の候補者であります。

### 第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の更新の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社第150回定時株主総会において、株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)を導入いたしました。さらに、同対応策は、平成23年6月29日開催の第153回定時株主総会において、株主の皆様よりご承認を得て、更新されております(当該1度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「旧プラン」といいます。)。

旧プランの有効期間は、平成26年3月期に関する定時株主総会の終結の時までであり、本定時株主総会の終結の時をもって満了いたしますが、当社は、平成26年5月8日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を下記Iのとおり改定するとともに、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを下記IIのとおり修正して更新することを決定いたしました(当該2度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「本プラン」といいます。)。そこで、本議案は、本プランについて株主の皆様の意思を適切に反映させるため、出席株主の皆様の過半数の賛成をもってご承認をお願いするものであります。

- 更新時の主な修正は次のとおりです。
- ① 大量買付行為に関する当社取締役会による検討期間を、旧プランにおいて一律60日以内 としていた点を、大量買付者による大量買付行為が対価を現金(円貨)のみとする当社の 全株券等の買付け等の場合には60日以内、それ以外の場合には90日以内とする修正
- ② 対抗措置の発動に際して、取締役会の判断により株主意思の確認を行う手続をとる場合を追加する修正

# I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為(下記Ⅲ2.(3) ①で定義されます。以下同じとします。)に応じるべきか否かのご判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかしながら、最近の我が国の資本市場における株券等の大量買付行為の中には、現経営 陣の賛同を得ず一方的に行為を強行する動きも見受けられ、①対象会社に対し高値買取の要求を狙う買収である場合や、重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなどして会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合、③株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく行われる買収である場合、④対象会社の企業価値向上のために必要な従業員、取引先、お客様等の利害関係者との関係を損なうおそれのある買収である場合等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者であるべきだと考えます。したがいまして、当社は、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、このような行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

### Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業価値向上に資する取組み

当社は、「環境、ライフサイエンス、高機能で、社会に貢献する価値を、創りつづけるカテゴリー・リーダー」をめざし、特長のある製品を国内外の市場に展開し、事業の成長拡大に向けた活動を進めております。企業価値拡大のためには、収益性と成長力のある強い事業を積極的に拡大していかねばなりません。このためには、特定の市場、分野において、技術、ノウハウを活用し、圧倒的優位なポジションを占める「カテゴリー・リーダー」として、事業の拡大を図ります。

当社は、明治15年に紡績会社として創立され、昭和2年に化学繊維事業を開始し、昭和30年代に合成繊維市場に参入しました。昭和40年代からは現在のスペシャルティ事業の中核であるフィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等へ事業を展開・拡大してきました。130余年の歴史を通じて、当社は、「重合・変性」「加工」「バイオ」のコア技術を育むとともに、販売、開発、生産が一体となって、顧客の要請にきめ細かく応えていくビジネスモデルをつくり上げてきました。これらの特長こそが当社の強みであり、その源泉は、人材にあると考えています。今後の成長、企業価値向上においては、引き続き「技術力強化と人材育成」を基本に据えたマネジメントを進めます。

当社は、企業価値を「利益、キャッシュフロー、資産効率等の経済的価値」と「利害関係者からの信用・評価を含めた社会的価値」の両方で構成されると考えています。

経済的価値に関しては、経営環境の変化に応じて、事業のポートフォリオ改革を進めることで、収益性、効率性の向上を図ってきました。近年は、衣料繊維事業などの構造改革と、フィルム・機能樹脂、産業マテリアル、ライフサイエンスからなるスペシャルティ事業の拡大という二つの大きな経営課題に取り組み、現在、スペシャルティ事業の成長加速を最優先とする「新たな成長ステージ」に入っています。

平成26年度から始まる4ヵ年の中期計画では、「不断のポートフォリオ改革により、強い東洋紡を築く」を経営方針に掲げました。経営指標としては、引き続き、資産効率と収益性を示す「使用資本営業利益率(ROA)」と財務の安定性を示す「D/Eレシオ(有利子負債/少数株主持分を除く純資産倍率)」を重視していきます。その中で、資産効率の改善に向けては、既存の事業を成長性や資産効率の視点から層別し、資源の再配置を進

めます。また、成長のドライバーとなる新製品・新事業の創出については、全社の研究開発体制などの仕組みを見直し、強化するとともに、海外を中心に新市場への展開を加速していきます。

社会的価値に関しては、社会的責任(CSR)を事業活動の土台として位置づけています。社長を委員長とする「CSR委員会」を設け、お客様、株主・投資家、取引先、地域社会、従業員、地球環境等、あらゆるステークホルダーに対する取組みを一元的に把握、監督しています。また、当社の企業理念「順理則裕」は、「道理に生きることが、すなわち繁栄につながる」「道理・倫理、人間としての基本姿勢、倫理的価値観を尊重すべきこと」を意味しており、企業価値向上の土台となるコーポレートガバナンス、コンプライアンスに通ずるものです。当社は、「順理則裕」のもと、「企業は社会の一員」という基本認識に立ち、今後とも、人々から信頼される企業としてありつづけるために、積極的に社会的責任を果たします。あわせて、社会に役立つ製品やサービスを通じて、健全で持続可能な社会づくりに貢献していきます。

当社は、これら経済的価値と社会的価値の両面から企業価値を高めていきます。

### 2. 中期的な経営課題への取組み

当社は、課題である「事業の成長拡大」に向けたアクションプランとして、「海外展開の加速」、「新製品の拡大・新事業の創出」、「国内事業の競争力強化」、「資産効率の改善」、「グローバル経営機能の強化」の5つを掲げております。いずれも、経営として取り組むアクションプランと各事業部門が取り組むアクションプランを設定し、全社一丸となって成長を実現していきます。

### (1) 海外展開の加速

今後の成長が期待されるアジア・中南米・北米・中東・アフリカなどを中心とした海外市場での売上拡大を図ります。最近の展開として、タイに設立した合弁会社における共重合ポリエステルの生産設備立ち上げ、ドイツのエアバッグ用原糸メーカーの他社との共同買収、スペインの診断薬・診断機器製造販売会社の買収などを行い、事業基盤づくりやサプライチェーンの強化を図りました。

平成25年度において、当社の海外売上比率は30%弱にとどまっており、今後はさらなる比率アップに向けて海外展開を加速します。具体的には、食品包装用フィルム、液晶向け工業用フィルム、電子部品関連、自動車部品関連、バイオ等の市場に加え、大気汚染防止に貢献するVOC処理装置や海水淡水化用逆浸透膜等、環境関連分野での展開を図ります。

また、海外での製造、販売の拠点の設立を進めるとともに、現地ニーズに対応できる 開発機能を拡充していきます。さらに、海水淡水化用逆浸透膜のサウジアラビアでの合 弁事業のように、現地パートナーや海外企業とのアライアンスも含めて海外展開を加速 します。

### (2) 新製品の拡大・新事業の創出

当社は、衣料繊維事業改革の経験を踏まえ、「いかなる製品も、時間とともに、汎用化する」と認識しています。企業が存続、成長するためには、事業環境の変化に対応して、時代性のある製品に絶えず入れ替えていかねばなりません。その鍵を握るのが新製品開発です。市場の動きを先取りして、開発、製造、販売が一体となって、新製品をお客様に提案していきます。また、拡大投資としてのM&A、アライアンスも積極的に実行していきます。

最近の新製品としては、特殊な光学特性をもつ液晶向け工業用フィルム"SRF"や、損傷した末梢神経の再生を促進させる神経再生誘導チューブ"ナーブリッジ"などを上市しました。いずれの製品も市場で高い評価を受けており、国内外での成長が期待されています。今後も、社外との協業をベースにイノベーションを生み出すオープンイノベーションを強化するなどして、当社の成長ドライバーとなる新製品、新事業を創出していきます。

### (3) 国内事業の競争力強化

コスト競争力は、企業の競争力の源泉であり、コストダウンは経営の常道として継続的に取り組むべき課題です。原料の調達構造の改革に加えて、機台の再編や遊休地への事業誘致など国内事業所の構造改革を進めていきます。また事業部門、スタッフ部門を問わず、コストダウン目標と施策を設定、計画に対する進捗の管理を徹底するなどして、国内事業の確実な競争力強化に努めます。

### (4) 資産効率の改善

衣料繊維事業については、これまで設備縮小・廃棄を伴う構造改革を躊躇することなく進め、資産効率の改善に努めてきました。また、スペシャルティ事業にあっても、事業環境の変化などで収益性が低下した事業は、見直しを進めていきます。平成25年度では、ポリエステルタイヤコード事業から撤退しました。今後も、ポートフォリオ改革の視点に立ち、事業層別を徹底する中、グループ会社と一体となって資産効率を重視した経営を継続します。

### (5) グローバル経営機能の強化

海外展開を加速し、事業拡大を実現するためには、グローバルにグループ経営できる機能を強化することが重要です。具体的には、グローバルな業績管理体制の強化に努めるなど、組織運営を見直すとともに、それを支えるIT基盤の整備を進めます。さらに、グローバルな人材の確保と育成のための制度改革を行います。

# 3. コーポレートガバナンス体制の徹底

当社は、時代の変化に対応し、持続的に企業価値を向上させるため、「意思決定の迅速性と的確性確保」「経営の透明性確保」「公正性重視」の考え方に立ち、ガバナンス体制を構築しています。

執行役員制を導入し、取締役会による「決定・監督」と執行役員による「執行」とを明確に分離し、迅速で的確な意思決定を図るとともに、社外取締役の導入により、経営の透明性、公正性の向上に努めています。

リスクマネジメントに関しては、全般を統括する委員会として取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、その下に「地球環境・安全委員会」「PL/QA委員会」「コンプライアンス委員会」「輸出審査委員会」「内部統制委員会」「情報委員会」「研究開発委員会」「知的財産委員会」をそれぞれ設置し、リスクに対応できる体制を整備しています。こうした仕組みを生かして、実際の行動につなげるため、従業員教育や事故を想定した訓練を計画的に実施しています。また、製造業において「安全な職場づくり」は大前提であると考え、作業者の意識に訴える活動と災害を起こさない体制づくりに努めています。また、コンプライアンスについては、具体的な活動としてコンプライアンスマニュアルを作成し全社員に配布するなど、従業員教育を進める一方、コンプライアンス相談窓口を設け法令順守の徹底を図っています。

# Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配される ことを防止するための取組み

- 1. 企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現
  - (1) 企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在 以上のとおり、当社においては、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に全 力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に十分な検討時間を 与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることな く、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられます。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者(下記2.(3)①で定義されます。以下同じとします。)がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は著しく毀損されることになります。

### (2) 本プラン更新の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由 に取引いただいています。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様に適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、当社の株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えた上で、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの順守を求めるとともに、大量買付者が本プランを順守しない場合、および大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

# 2. 本プランの内容

# (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為が行われる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。) には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新 株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社普通株 式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。 本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの更新手続-本定時株主総会における承認

旧プランは、平成20年6月27日開催の第150回定時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第16条に基づき、平成23年6月29日開催の第153回定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様の意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本定時株主総会における決議によるご承認をお願いするものであります。

- (3) 本プランの発動にかかる手続
  - ① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等にかかる株券等保有割合<sup>4</sup>の 合計
- ii. 当社の株券等5の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有6しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者7が所有する当社の株券等にかかる株券等所有割合8の合計

のいずれかが、20%以上となる者(以下「特定株式保有者」といいます。)による当 社株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提 案とします(ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このよう な買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする 者を以下「大量買付者」といいます。)。

- 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
- 3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
- 4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
- 5. 金融商品取引法第27条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
- 6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
- 7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に 掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

② 本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の請求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のウェブサイト(http://www.toyobo.co.jp/)に本プランを掲載いたしました。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)を日本語で記載した、本プランに定める手続を順守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、登記事項証明書、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます(ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の請求を行わないこととします。)。

かかる追加情報提供の請求は、適宜回答期限(原則として30日を上限とします。) を定めたうえで、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内 に行うこととします。

- i. 大量買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容ならびに当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。)
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付 提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。)を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)、方法および内容(大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関

連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行可能性等を含みます。)

- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実および仮定、算定方法、 算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為にかかる一連の取引により生じるこ とが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。)の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的な提供者を含みます。)の 具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- vi. 大量買付行為後の当社および当社グループの経営方針、経営者候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策ならびに資産活用策(ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)
- vii. 大量買付行為後の当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社 グループにかかる利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを問いません。) および関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部について株主の皆様に対する情報開示を行います。

# ③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合(大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。)、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、速やかに大量買付者および独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様に対する情報開示を行います。当社取締役会は、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金(円貨)のみとする当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内(以下「取締役会評価期間」といいます。)に、必要に応じて、当社から独立した地

位にある第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。)の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に対する情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後または下記⑥iiiに定めるとおり当社 取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には当該株主総会の終了後におい てのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定め る不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、 大量買付行為を行うことが可能となります。

### ④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および、本プランに定めるルールが順守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、荻村道男氏、鵜飼昭生氏および播磨政明氏の合計3名が就任する予定です。なお、独立委員会の各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりです。独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。

また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様に対する情報開示を行います。

### ⑤ 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の 発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社 の費用で、当社から独立した地位にある第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャ ル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。)の助言を得た 上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取 締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大 限尊重するものといたします。 また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社 監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることと いたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取 締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行い ます。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。)の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥iiiに定めるとおり、下記⑥iiの場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

- ⑥ 対抗措置の発動の条件
  - i. 大量買付者が本プランに定める手続を順守せずに大量買付行為を行いまたは行お うとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を順守せずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続を順守して大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続を順守して大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続を順守して大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせるか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または 不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の 買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行うなど、 株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の 企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当 社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
  - a. 顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株 主共同の利益を著しく毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推 認される場合
  - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値ひいては株主 共同の利益が著しく毀損されることを回避することができないかまたは回 避することができないおそれがある場合

### iii. 株主総会の開催

上記iiのとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該 株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行 為を開始してはならないものとします。

(7) 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、上記⑥ ii の場合で、かつ、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知(不発動の決定にかかる通知を、以下「不発動決定通知」といいます。)し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または上記⑥iiiに定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には当該株主総会の終了後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為にかかる条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場

合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または中止に関する決定を行った場合、速やかに 当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項 について、大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

### (4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における、最終の株主名簿に記載または記録された株主(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とします。)の価額(行使価額)は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権にかかる新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)に対して当社普通株式1株以下で当社取締役会が定める数(対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数)が交付されます。ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。 当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と 認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様に対する情報開示を行います。

# (5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、

本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。なお、本プランは平成26年5月8日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実 その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開 示を行います。

また、平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続もしくは更新の可否、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響 本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき 1個以上で当社取締役会が定める数の割合にて無償で割り当てられますので、その行使 を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②記載の手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止しまたは無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して 株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様に当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

- (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等
  - ① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使にかかる本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座(特別口座を除きます。)等の必要事項ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数(対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数)の当社普通株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の 詳細等につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆 様に対する情報開示または通知を行いますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由)

本プランは、以下の理由により、上記 I の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の 共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと 考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主 共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入にかかる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

- 2. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。
- 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただくことを条件として更新されます。上記 III 2.(2) 記載のとおり、本定時株主総会において、本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。加えて、上記Ⅲ2.(3)⑥ⅲ記載のとおり、当社取

締役会は、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとしております。したがって、本プランに基づく対抗措置の発動に関しても株主の皆様の意思が反映されることとなります。

### 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ2.(3) ④記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

本プランは、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様に対する情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記III 2. (3) 記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- 6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
  - 本プランは、上記Ⅲ2.(3) ③および⑤記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる旨を定めています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。
- 7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ2.(5) 記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

# 独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

荻村道男(昭和22年9月13日生) 当社社外取締役

歷:昭和45年4月 住友商事株式会社入社

同社 平成13年6月 取締役

平成15年4月 同社 取締役、常務執行役員

平成17年4月 同社 専務執行役員

平成21年4月 同社 副社長執行役員

平成23年4月 同社 特別顧問 (現任)

平成23年6月 当社社外取締役 (現任)

鵜飼昭生(昭和25年10月15日生) 当社社外監査役

歴:昭和49年4月 大阪瓦斯株式会社入社 略

平成15年6月 同社 理事

平成17年6月 同社 取締役

平成18年6月 同社 執行役員

平成20年6月 同社 監査役

平成24年6月 株式会社オージス総研社外監査役(現任)

平成25年6月 当社社外監查役 (現任)

播磨政明(昭和25年12月9日生) 伏見町法律事務所 代表弁護士

歷:昭和52年4月 大阪地方裁判所判事補 略

昭和56年5月 大阪弁護士会登録

昭和62年9月 播磨法律事務所(現 伏見町法律事務所)設立

平成14年4月 大阪弁護士会副会長

平成23年6月 石原産業株式会社社外監査役(現任)

上記独立委員会委員候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

### 独立委員会規則の概要

- 1. 当社は、当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策、以下「本プラン」という。)の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。
- 2.独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
  - ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社(以下、併せて「当社等」という。)の取締役(社外取締役は除く。以下同じ。)または監査役(社外監査役は除く。以下同じ。)等となったことがない者
  - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
  - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
  - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
  - ⑤ 当社等の取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等(実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者)
  - (2) 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
  - (3) 委員の任期は、第2項第1号第2文の契約に別段の定めがない限り、平成26年3月期に関する定時株主総会の終結の時(ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時)から、平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3.独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
  - ① 大量買付者が本プランに定める手続を順守しているか否か
  - ② 買付提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動
  - ③ 対抗措置の発動・不発動について株主の意思を確認する株主総会を開催すべきか否か
  - ④ 対抗措置の中止

- (5) ①ないし④のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑥ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑦ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 4. 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。
- 5.独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。
- 6. 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。
- 7. 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- 8. 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

### 新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会(以下「本新株予約権無償割当て決議」という。)において定める一定の日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿に記載または記録された株主(ただし、当社を除く。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

- 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日 本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。
- 4. 新株予約権の目的である株式の種類および数
  - ① 新株予約権の目的である株式の種類 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - ② 新株予約権の目的である株式の数 新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株以下で当社取 締役会が定める数とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の 総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

- 5. 新株予約権の目的である株式の数の調整
  - ① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
  - ② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 6. 新株予約権の払込金額 無償とする。
- 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とする。)の価額(以下「行使価額」と いう。)は、1円とする。
- 8. 新株予約権の行使期間 本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日(以下「行使期間開始日」という。)と し、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が 新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日まで

の期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合に はその翌銀行営業日を最終日とする。

- 9. 新株予約権の行使の条件
  - ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
    - a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに 類似する行為の結果、
      - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計
      - II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が 所有しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する 当社の株券等にかかる株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者をいう。

- b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合 をいう。
- f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
- g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。 ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付け の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合 をいう。
- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。特定株式保有者、その共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者(ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。)
- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、 当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとす る。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- 10. 当社による新株予約権の取得
  - ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日(ただし、当社取締役会がこれに代わる日を 定めたときは当該日)の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取 得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をも って、無償で新株予約権全部を取得することができる。
  - ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
- 11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

- 12. 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
- 13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件 本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
- 14. 新株予約権証券の不発行 新株予約権証券は、発行しない。
- 15. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書(行使にかかる新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座(特別口座を除く。)等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。)に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規(日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

16. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第15項の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使にかかる新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

17. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以上

### 大量買付行為開始時のフローチャート

当社の株券等に対する大量買付行為について、当社が公表した買収防衛策に定められた手続の順守を要請 (手続が順守された場合) (手続が順守されない場合) 大量買付者による買付提案書の提出 記載内容が不十分 当社取締役会による追加情報提 本プランに定める手続を順守し 供の請求(10営業日以内、回 記載内容が十分 ない大量買付行為であると認め 答期限原則30日以内) られる場合 ・当社取締役会による必要情報受領の確認 大量買付者に検討開始を通知 取締役会評価期間 60日以内または90日以内 当社取締役会の検討手続 独立委員会の検討手続 独立委員会が発動を勧告 (当社の企業価値ひいては株主共同 諮問 の利益を著しく毀損するか) 外部専門家等からの助言の取得 情報収集、代替案の検討 ・取締役会に対して対抗措置の発動 の是非について勧告 ・大量買付者との協議・交渉 ・外部専門家等からの助言の取得 ・株主の皆様の意思を直接確認する 勧告 ・株主の皆様の意思を直接確認する ことが実務上適切か否かの検討 ことが実務上適切か否かの検討 取締役会による決議(独立委員会の勧告を最大限尊重) 企業価値ひいては株主 企業価値ひいては株主 株主の皆様の意思を直接確認 取締役会による決議 共同の利益を著しく毀 共同の利益を著しく毀 することが実務上適切 (独立委員会の勧告を最大限尊重) 損する場合でない 損する 大量買付者による 株主総会による決議 手続不順守を確認 対抗措置 対抗措置 発動不承認 発動承認 対抗措置発動せず 対抗措置発動 (株主の皆様によるご判断) (新株予約権の無償割当て等)

(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本 文をご参照ください。

以上

# 〈メモ欄〉 ...... ......

# 株主総会会場案内図



※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

